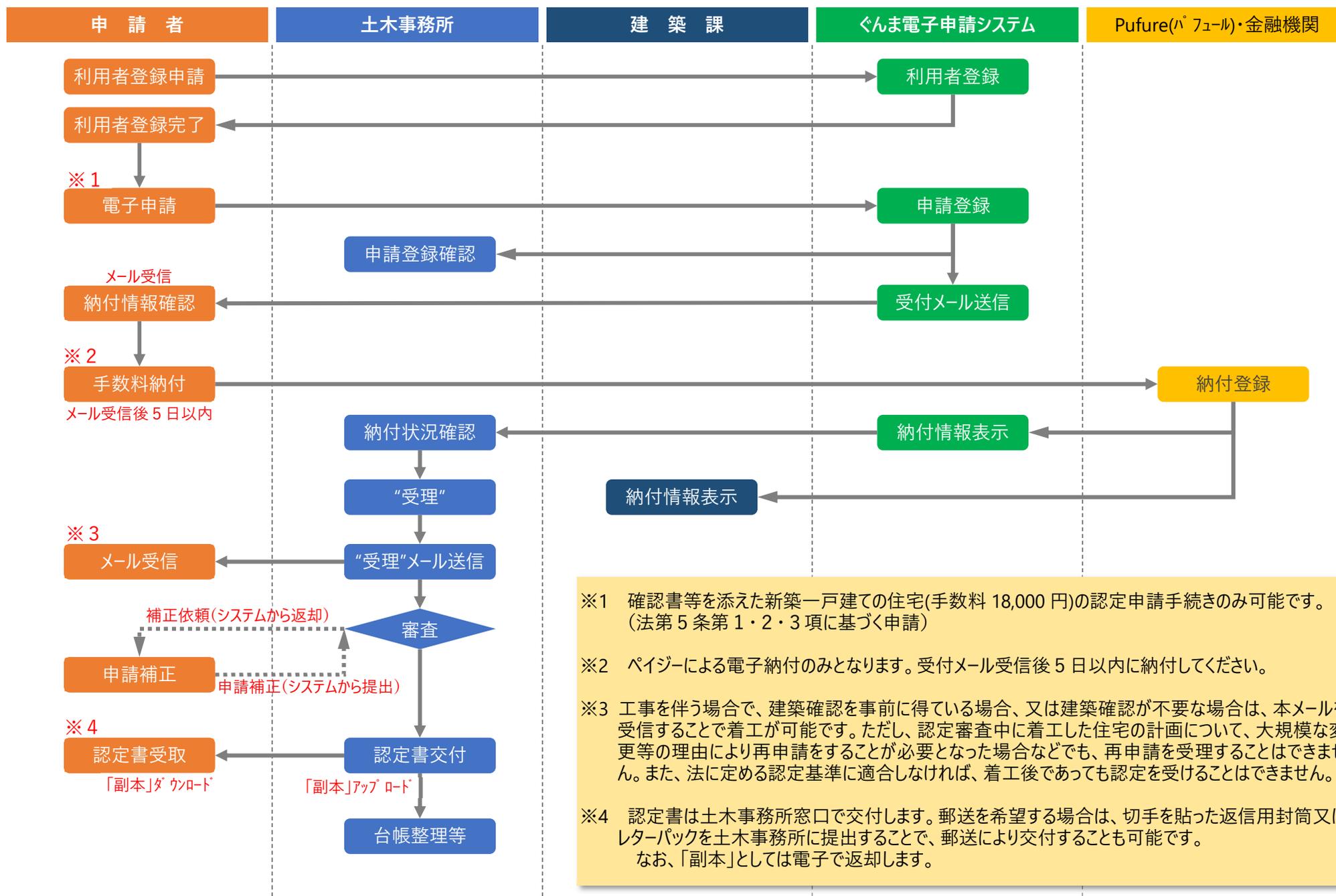


ぐんま電子申請受付システムによる長期優良住宅建築等計画等の認定申請（長期優良住宅法第5条関係）フロー図



- ※1 確認書等を添えた新築一戸建ての住宅(手数料 18,000 円)の認定申請手続きのみ可能です。(法第5条第1・2・3項に基づく申請)
- ※2 ペイジーによる電子納付のみとなります。受付メール受信後5日以内に納付してください。
- ※3 工事を伴う場合で、建築確認を事前に得ている場合、又は建築確認が不要な場合は、本メールを受信することで着工が可能です。ただし、認定審査中に着工した住宅の計画について、大規模な変更等の理由により再申請をすることが必要となった場合などでも、再申請を受理することはできません。また、法に定める認定基準に適合しなければ、着工後であっても認定を受けることはできません。
- ※4 認定書は土木事務所窓口で交付します。郵送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒又はレターパックを土木事務所に提出することで、郵送により交付することも可能です。なお、「副本」としては電子で返却します。